

滋 薬 務 第 3 2 6 号
令和5年(2023年)4月6日

一般社団法人滋賀県薬剤師会長
一般社団法人滋賀県医薬品登録販売者協会
滋賀県医薬品配置協議会長

様

滋賀県健康医療福祉部薬務課長
(公印省略)

登録販売者に対する研修の実施要領について

このことについて、令和5年3月31日付け薬生総発 0331 第6号で厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長から別添のとおり通知がありましたので御承知願いますとともに、下記について貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 追加的研修について

店舗販売業者および配置販売業者は、施行規則第140条第1項第2号ロおよび第149条の2第1項第2号ロにおいて、従事期間が1年以上であって、継続的研修に加えて、法令遵守および店舗または区域の管理に関する研修(以下「追加的研修」という。)を修了した登録販売者は、店舗管理者または区域管理者になることができることとされたこと。

2 追加的研修の受講対象者、時間数等について

(1) 研修の受講対象者

過去5年間のうち通算して1年以上2年未満の従事期間で店舗管理者等となることを希望する登録販売者を主な対象とすること。なお、過去5年間のうち従事期間が通算して2年以上の登録販売者における店舗管理者等の要件については従前のとおりであり、店舗管理者等となるために追加的研修の修了は必要としないものの、店舗管理者等の資質向上の観点から受講することが望ましい。

(2) 研修の時間数

一般用医薬品販売業者等は、研修受講対象者に対し、少なくとも計6時間以上、

研修を受講させること。

(3) 研修の実施内容等

一般用医薬品販売業者等は、研修の実施内容等が、実施要領Ⅱの2を満たすものであることをあらかじめ厚生労働省のホームページ等で確認すること。

(4) 研修の修了の確認等

一般用医薬品販売業者等は、研修の受講対象者が研修を受けたことを修了証等で確認し、その旨を適切に記録・保存すること。

3 追加的研修の実施について

追加的研修については、実施要領Ⅱの1の継続的研修に準じて行うこと。

追加的研修の内容は以下を踏まえて行うこととし、当面の間、追加的研修の内容について、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課に提出すること。

(1) ガバナンス、法規、コンプライアンス等の基本的知識に関する講義

・店舗・区域管理において求められるガバナンス、法令遵守の具体的内容と対応等

(2) 販売現場、店舗等の管理に即したコミュニケーションに関する演習

・アクシデント・クレームへの対応や店舗・区域マネジメントに関する演習等

(3) (1) および(2)を踏まえた、店舗管理者等に求められる対応についてのケーススタディ

・(1) および(2)を踏まえて、管理者に求められる医薬品の販売マネジメント(例：店舗・区域の管理、不適切な医薬品使用への管理者としての対応、店舗販売業者等への意見申述が必要な事例等)に具体的に対応するレポート作成および検討等による受講者参加型の能動的学習

時間数については、(1)～(3)で計6時間以上行うこととし、目安として、

(1)、(2) および(3)をそれぞれ2時間程度とすること。

なお、追加的研修の実施方法については対面、オンラインのいずれの方法でも差し支えないが、オンラインで実施する場合は、映像および音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするのが可能な方法により行うこと。

また、研修実施機関の届出について、追加的研修を実施する機関は、開始および廃止、休止または再開に当たって、別紙の備考欄に追加的研修を実施または廃止、休止若しくは再開する旨を記載すること。

滋賀県健康医療福祉部薬務課

薬事指導係 竹内、林

TEL : 077-528-3634 FAX : 077-528-4863

薬業振興係 松田

TEL : 0748-88-2122 FAX : 0748-88-4493